プレスリリース

龍ケ崎市

情報提供日：令和7年7月17日

市内認定 NPO 法人NGO未来の子どもネットワークと協定を締結
県内初！　子ども食堂をクーリングシェルターに指定（7/23）

龍ケ崎市では、**認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク（かさいひろこ代表理事）と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」（クーリングシェルター指定に関する協定）を締結し、同団体が運営する子ども食堂（市3394）をクーリングシェルターに指定することとなりました。 協定締結式は令和7年7月23日（水）午前10時30分から龍ケ崎市役所で行います。**

子ども食堂をクーリングシェルターに指定するのは県内初。

市が今まで指定した、市本庁舎、RINK、ニューライフアリーナ龍ケ崎、各コミュニティセンター13施設の他、市内薬局、郵便局に加え、本施設で43か所目となります。

「クーリングシェルター」は「熱中症特別警戒アラート」※が発表された際に、暑さを避けて休憩がとれる施設で、市民の熱中症を予防することが目的。同施設では特にこどもたちの熱中症を予防する目的で、夏休み期間の7月28日から8月29日まで（8/11～8/15を除く）を実施期間とし、これに向けた協定締結を行うものです。

協定締結式では、参加者による協定書への署名の後、龍ケ崎市長による挨拶、参加者による意見交換などを行います。

※熱中症特別警戒アラート

広域的に危険な暑さで健康に重大な被害が生じる恐れがある場合、最大限の熱中症予防行動を促すために環境省が発表する警戒情報

■締結式 日　時	令和7年7月23日（水） 午前10時30分から午前11時30分まで
■締結式 場　所	龍ケ崎市役所　3階　庁議室 （所在地：龍ケ崎市3710）
■締結式 参加者	認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク　代表理事　かさいひろこ氏　他 龍ケ崎市長　萩原　勇
■添付資料	協定書

担当課	龍ケ崎市　健康スポーツ部　健康増進課　成人保健グループ 担当者：大久保・佐藤（おおくぼ・さとう） 連絡先：0297-64-1111（代表）内線628

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク（以下「甲」という。）と茨城県龍ケ崎市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称 子どもの居場所 いい場所「みらさぽ」

二 所在地 龍ケ崎市根町3394番地

三 対象者 子ども（6歳から18歳）とその保護者

（供用部分）

第4条 対象施設において、前条の第三に規定する対象者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別の書類に定めるものとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日 月曜日～金曜日

二 開放する時間帯 月曜日・水曜日・金曜日は午前 10 時～午後6時まで
火曜日・木曜日は午後3時30分～午後6時まで

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 5人

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属：認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク
役職名：代表理事
氏名： かさい ひろこ
連絡先：0297-62-8932

2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として第3条第三に規定する対象者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第7条 乙は、茨城県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を第3条第三に規定する対象者に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における対象者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、第3条第三に規定する対象者が暑熱を避けるための滞在場所として、第4条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、令和7年7月28日から令和7年8月29日までの夏休み期間（対象施設の休館日は開放しない）とする。ただし、当該期間の満了の 10 日前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年7月23日

甲　所在地　茨城県龍ケ崎市城ノ内3丁目2番地2
　　名　称　認定 NPO 法人 NGO 未来の子どもネットワーク
　　代表者　代表理事

乙　所在地　茨城県龍ケ崎市3710番地
　　名　称　龍ケ崎市役所
　　代表者　龍ケ崎市長